

平成30年(2018年)11月20日(火)  
豊中市役所第一庁舎6階教育委員室  
午前9時30分～10時30分

## 平成30年度(2018年度)第3回豊中市総合教育会議

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 出席者の紹介

#### 3 案 件

- (1) 豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
- (2) 市長の権限に属する事務の教育委員会に対する委任について
- (3) 平成31年度(2019年度)教育に関する重点事項について
- (4) その他

#### 配付資料

- |   |     |
|---|-----|
| ○ 豊中市総合教育会議名簿                                 | 資料1 |
| ○ 豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(素案)への意見募集の結果について | 資料2 |
| ○ 豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)               | 資料3 |
| ○ 事務の委任に係る地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について           | 資料4 |
| ○ 平成31年度(2019年度)教育に関する重点事項                    | 資料5 |

## 平成 30 年度(2018 年度) 第 3 回 総合教育会議名簿

※敬称略

長内 繁樹	豊中市長
岩元 義継	豊中市教育長
船曳 弘栄	豊中市教育委員会委員 (教育長職務代理者)
奥田 至蔵	豊中市教育委員会委員
藤原 道子	豊中市教育委員会委員
橋本 和明	豊中市教育委員会委員
森 由香	豊中市教育委員会委員

(事務局)

榎本 弘志	政策企画部長
佐野 健二	政策企画部 企画調整課長
石村 知子	政策企画部 企画調整課
福山 隆志	政策企画部 企画調整課
田中 克嘉	政策企画部 企画調整課
岩下 良輔	政策企画部 企画調整課
定光 絵里	政策企画部 企画調整課

平成30年（2018年）11月 日

政策企画部企画調整課

**豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）への  
意見募集の結果について**

平成30年（2018年）10月17日～11月6日に豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）への意見公募手続を実施しましたが、本件に関して意見はございませんでした。

（提出意見：0件）

グローバル化や情報化、技術革新などにより、市民のくらしや価値観は大きく変化しつつあります。こうした中、子どもたちには自らの人生を切り拓く力を育み、誰もが豊かな人生を送ることができる環境をつくることが求められています。

ここに、豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を示し、行政をはじめ、市民や地域の各種団体、事業者である企業や NPO、大学などの多様な主体による協働のもと、教育文化先進都市をめざした取組みを進めます。

平成30年(2018年)11月 日

豊 中 市 長 長 内 繁 樹

### <基本理念>

**子どもを真ん中に、誰もが輝き、夢と希望にあふれる未来を創造します。**

### <方針>

#### 1. すべての子ども、若者が自分の人生を切り拓く力を育む

子どもたちが育ち、学び、そして自立できるよう切れめのない支援を行います。

##### (1) 学校教育を充実する

小学校全学年の35人学級編制や、庄内地域における小中一貫校の特色ある教育、ICT活用などを進め、子どもたちの学力・体力・人間力の向上を図ります。また、学校施設の改修、改築、長寿命化などを計画的に進め、学習環境を充実します。

##### (2) 学校園、家庭、地域で子どもたちを育む

学習機会や体験活動など子どもの居場所づくり、世代間交流の促進や担い手の育成など、市民力や地域力をいかした家庭教育支援や地域教育支援を進め、学校園、家庭、地域の連携を促進します。

##### (3) 若者の自立を支援する

誰もが社会の一員として活躍できるよう、就学や就労、社会参加などを進める取組みを行うとともに、学生から社会人への移行期の支援や、困難な状況に直面している若者への支援に取り組みます。

#### 2. 誰もが豊かな人生を送ることができる環境をつくる

誰もが学び、健康で生きがいをもって暮らせる場や機会の充実を図り、社会で活躍できる取組みを進めます。

##### (1) 生涯学習を充実する

多様な学習機会の充実や、学びの成果を生活課題や地域課題の解決に向けた取組みに活かすための場や機会づくりを進めます。また、次代の地域を担う人材づくりを進めます。

##### (2) 文化芸術・スポーツを推進する

文化芸術活動を充実させ、歴史・文化遺産を大切に受け継ぎ、魅力あふれる市民文化の創造に取り組みます。また、生涯を通じて健康で生きがいをもって暮らせるよう、市民がスポーツできる場や機会の充実を図ります。



豊 総 総 第 8 7 4 号

平成 3 0 年 ( 2 0 1 8 年 ) 1 1 月 9 日

豊中市教育委員会

教育長 岩元 義継 様

豊中市長 長内 繁樹



事務の委任に係る地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 ) 第 1 8 0 条の 2  
の規定に基づく協議について

このことについて、地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 ) 第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく  
事務の委任について、次のとおり協議します。

1. 市長の権限に属する事務のうち教育委員会に委任する事務
  - ( 1 ) 放課後子どもクラブ事業に関すること
  - ( 2 ) 放課後子どもの居場所づくり事業に関すること
2. 市長の権限に属する事務のうち教育委員会に委任する権限
  - ( 1 ) 豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例 ( 平成 5 年豊中市条例第 20 号 ) に  
より徴収する放課後子どもクラブ会費等の徴収金の収入を命令する権限

3. 委任する時期

平成 3 1 年 ( 2 0 1 9 年 ) 4 月 1 日

4. その他

教育委員会に委任する権限について、特に必要があると認めるときは、貴委員会と協議の  
上、市長が委任事務を自ら行うことができます。

## 平成 31 年度（2019 年度） 教育に関する重点事項

豊中市教育振興計画の基本理念である「人とつながり、未来を拓く『学びの循環都市』をめざして」、変化を恐れず、市民の目線に立った、大胆な事業のスクラップ&ビルドを進めます。

### 重点事項

- 「魅力ある学校」づくり計画の推進
- 小学校全学年 35 人学級編制の推進
- 学力・体力・人間力の向上
- ICT を活用した教育の推進
- いじめや不登校への対応
- 学校給食の充実
- 教育施設の改修促進
- 教育に関わる環境や条件の整備
- 家庭・地域への支援の推進
- 社会教育の充実
- 施設再編
- 文化財の保護・活用
- 教育振興計画の策定に向けた取組み

放課後子どもクラブ事業等の事務委任について

現状・課題

- 本市においては、子どもの未来応援施策の推進を基本政策に掲げ、放課後におけるこどもの居場所づくりなどに取り組むこととしている。
- 放課後子どもクラブ事業については、市民ニーズを受けて、土曜日開設や時間延長の取組みを進めているが、生活スタイルの多様化等により入会児童は増加傾向にある。
- 今年度に国から発出された新たな「放課後子ども総合プラン」においては、放課後子どもクラブと地域こども教室の計画的な整備及び一体的な実施等を進めることとされている。なお、当該プランの推進にあたっては、学校施設を徹底活用することとされている。
- 本市においては、児童の健やかな育みを進める観点から、地域こども教室のみならず、放課後こどもの居場所づくり事業ともあわせて各事業の効果的・効率的な実施を考えていく必要がある。

方向性

○放課後におけるこどもの安心・安全な居場所づくりをより推進していくため、放課後子どもクラブや地域こども教室、放課後こどもの居場所事業については、学校を拠点として、主に当該学校の児童を対象に行われており、貴委員会所管の学校や地域教育との連携が欠かせないことから、放課後こどもクラブ及び放課後こどもの居場所事業を移管し、地域こども教室や地域学校ステーション事業、すこやかネットと一体的な実施をお願いするのである。

○なお、移管事務の執行にあたっては、移管後においても子育て・子育て支援の観点から、貴委員会との連携を十分に図るものとする。

【事業の主な内容】

事業	放課後子どもクラブ	こどもの居場所事業	地域こども教室
こども事業課	こども事業課	こども事業課	生涯学習課
国制度	市独自	市独自	国制度
生活の場	安全な居場所	安全な居場所	体験・交流の場
有料	無料	無料	無料
指導員	地域住民等	地域住民等	地域住民等
保護者が居間家庭にいない児童	全児童	全児童	全児童
学校	学校(4校)	学校(4校)	学校
260日/年	給食実施日	給食実施日	40日/年

## 放課後子どもクラブ

### ○目的

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

### ○法根拠

児童福祉法第6条の3第2項(放課後児童健全育成事業)

豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例及び施行規則

豊中市放課後子どもクラブ事業実施要綱

豊中市放課後子どもクラブ管理運営規程

### ○対象

- ・放課後、帰宅しても保護者が仕事などで不在の小学校1年生から4年生
- ・支援学級及び支援学校在籍児童は小学校1年生から6年生  
(いづれも豊中市に居住または市立小学校在籍児童)

### ○開設場所

市立小学校41校における空き教室またはプレハブ教室

### ○開設時間・日

- (平日) 授業終了後から午後7時(午後5時以降は延長の申し込み児童のみ)  
(土曜日) 午前8時から午後5時  
(三季休業期間) 午前8時から午後7時  
※日曜、祝日、12月29日から1月3日、3月31日は休業日

### ○クラブ数・児童数(平成30年5月現在)

76クラブ(3,869人)

### ○職員数(平成30年10月現在)

任期付短時間職員 71人

一般職非常勤(30h、25h) 146人

臨時職員 33人

※その他、一般職非常勤【補助指導員】(不定期) 118人

### ○会費【月額】

児童1人につき6,000円(同一世帯で2人目からは3,000円)

17時以降【延長】は別途3,000円(2人目からは1,500円)

土曜日は別途1,800円(2人目からは900円)



○おやつ代 (申込者のみ) 【月額】

児童1人につき1,000円

土曜日は別途200円

○徴収状況 (平成29年度)

<現年度> 会費 97.6%、おやつ代 96.8%

<過年度> 会費 0.96%、おやつ代 0.26%

○課題

- ・ 入会児童の増加に伴うクラブ室及び指導員の確保
- ・ 放課後子どもの居場所づくり事業との事業領域の整理及び連携手法の検討 (検討中)
- ・ 会計年度任用職員導入にあたっての雇用形態・運営体制の検討
- ・ 南部地域北校における実施体制の検討
- ・ 過年度債権の徴収率の向上 (H30 取り組み予定)

放課後こどもの居場所づくり事業

○目的

保護者の就労等の有無に関わらず、すべてのこどもが放課後に安全で安心して豊かな時間を過ごすため、小学校の校庭や校舎内にこどもの居場所となる活動場所を作り、自主的な遊びや学習を通してこどもの育ちを支援するもの。

○根拠

放課後子ども総合プラン  
こどもすこやか育みプラン・とよなか

○対象

小学校 1年生から 6年生のすべての児童（保護者の就労要件等はなし）

○開設場所

モデル事業として 4校で実施（校庭開放事業を活用）  
平成 28年度～ 大池小学校  
平成 29年度～ 野畑小学校、西丘小学校  
平成 30年度～ 寺内小学校

○開設時間・日

学校給食提供日の授業終了後のおおむね午後 3時から午後 5時まで（2時間）  
※雨天中止、三季休業期間等は実施なし

○利用児童数

30人～100人程度

○利用料

無料（保険代は市負担）

○実施形態（委託、相手方など）

学校名	見守り員	支払い方法
大池小学校	PTA 中心（一部地域ボランティア含む）	謝礼金
野畑小学校	地域ボランティア中心（一部 PTA 含む）	謝礼金
西丘小学校	シルバニア人材センター	委託
寺内小学校	PTAのみ	謝礼金

○課題

- ・モデル事業の課題抽出及び検証と今後の方向性の検討
- ・雨天時や三季休業期間、体育館・空き教室の活用（実施場所の確保）
- ・実施方法、内容等について今後の方向性、具体案の検討
- ・放課後こどもクラブとの連携・一体的運営の可能性、運営手法（委託、地域）